

標 題:

日本籍の危険物ばら積船及び有害液体物質
ばら積船に対するIMOコード改正の件

NKテクニカル インフォメーション

No.: 262

Date: 平成10年6月4日

関係船主、船舶管理会社 各位

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

危険化学品ばら積船に適用される IBC/BCH コード、液化ガスばら積船に適用される IGC/GC コード、及び有害液体物質ばら積船に適用される MARPOL Annex II の改正が今年 7 月 1 日に発効いたします。これらの改正コードは、一部を除いて今年 7 月 1 日より前に建造された現存船(内航船を含む)に対しても適用されます。
改正の概要及び留意点を以下の通りお知らせいたします。

1. 危険化学品ばら積船及び有害物質ばら積船

今回の改正は、主に定義の新設に伴う字句の追加及び各コードの登録物質への新規物質の追加(添付参照)です。

従いまして、新規登録物質を新たに積載する船舶以外は、現状の構造設備のままで今回の改正コードに適合しております。

新規登録物質の積載を希望される場合は船舶の構造・設備の適合調査を行いますので、積載する物質に対する関連の記載と情報を含んだ次の書類を 3 部ずつ、添付に示す申請書に添えて本会船体部タンカー部門(〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4 番 7 号)あてにご送付願います。

(1) 危険化学品ばら積船

(i) Operation Manual

(ii) P & A Manual

(iii) Damage Stability Calculation (本会が特に要求した場合)

(iv) その他、本会が特に必要と認める図面

(2) 有害物質ばら積船

(i) P & A Manual

本件に関するご質問等ございましたら本会船体部タンカー部門(Tel: 03-5226-2017、Fax: 03-5226-2019)までお問い合わせください。

2. 液化ガスばら積船

-1. 貨物タンクの積付制限

IGC/GC コード第 15 章“貨物タンクの積付制限”の要件が改正され、タイプ C の貨物タンクに対する積付制限値を、従来の圧力逃し弁の設定圧力での貨物の蒸気圧に相当する温度に代えて、積荷/揚荷時または輸送中に貨物が到達する最高温度での貨物比重を使用して決定できるようになりました。その結果、本船の荷役形態及び運行航路によっては、従来より積付量を増すことが可能となります。

この改正要件は強制ではなく任意の適用となりますので、本会では申請があった場合

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

にのみ、その適合性を調査いたします。また、この要件を適用するためには、本船のベント装置が IGC/GC コード第 8 章の関連要件に適合していることが条件となります。詳細については本会機関部機関計画部門 (Tel: 03-5226-2022, Fax: 03-5226-2024) にお問い合わせください。

-2. 貨物タンクの充てん限度

IGC/GC コード第 15 章“貨物タンクの充てん限度”の記載方法が容積表示から容積率表示に変更されました。これにより本船が所持している“充てん限度一覧表”を容積率表示とし再審査を受ける必要があります。但し、従来より容積表示と共に、グラフまたは表による容積率が表示されている場合は再審査の必要はありません。詳細については本会船体部タンカー部門 (Tel: 03-5226-2017, Fax: 03-5226-2019) にお問い合わせください。

-3. “ブタジエン”に対する貨物蒸気の検知

IGC/GC コード第 19 章“最低要件一覧”中の“ブタジエン”に対する貨物蒸気の検知の欄に毒ガス検知の要件が追加されました。これにより、今年 7 月 1 日以降、“ブタジエン”を積載する液化ガスばら積船は次の要件に適合する必要があります。

- (1) “ブタジエン”に対する毒ガス検知器を新たに本船上に装備する。(IGC/GC コード 13.6 項関連)
- (2) 居住区域、業務区域及び制御場所の空気取り入れ口に設けられた閉鎖装置は内側から操作できる。(IGC/GC コード 3.2.6 項関連) なお、“ブタジエン”以外の毒性を有する貨物(IGC/GC コード第 19 章の最低要件一覧の“Vapour detection”欄に“T”が記載されている貨物)の積載が既に認められている場合は、この要件に適合しています。

本会では、本船が上記 (1) 及び (2) に適合していることを今年 7 月 1 日までに臨時検査等により次の要領で確認することといたします。

ケース 1 : 毒性を有する貨物の積載が認められていない場合

本船にて本会検査員による上記 (1) 及び (2) の要件の確認を臨時検査等で行います。

ケース 2 : 毒性を有する貨物の積載が認められている場合

上記 (1) の要件の確認を行います。本船での確認検査に代えて船舶所有者から本会に提出された次の書類により確認することもできます。

- “ブタジエン”に対する毒ガス検知器を新たに本船上に装備したことを証明できる書類 (船長の受け取りの確認のある納品書の写し等)
- 本船に毒性を有する貨物の積載が認められていることを証明する書類 (現有証書、検査手帳の写し等)

書類の提出先は本会検査技術部といたします。

つきましては、改正発効日までに適合するよう早急にご手配くださいますようお願いいたします。

但し“ブタジエン”を積載貨物から削除する場合には、この検査は必要ありません。

本件に関するご質問等ございましたら本会検査技術部 (Tel: 03-5226-2027, Fax: 03-5226-2029) までお問い合わせください。

なお、今回の IMO コード改正に伴う適合証書等の書換については、従来どおり運輸局において処理されます。

添付 : 申請書 (新規登録物質の適合調査に対する)
新規登録物質表

添付：申請書

新規登録物質の追加積載に関する調査申込書

年 月 日

(財) 日本海事協会 船体部 御中

申込者：
(住所)

担当者名 印

(T e l) (F a x)

IBC/BCH コード改正による新規登録物質の本船への追加積載に関して調査を申し込みます。

船名／船級番号	/
総トン数 / 船舶番号	/
船籍国 / 船籍港	日本 /
船舶の種類	
追加する物質名	添付リストに示す
調査手数料の請求先 (申請者と異なる場合に記入)	
提出図面	

添付：追加する物質のリスト

a	b	c	d	e	f	g	h	i	i'	i''	j	k	l	m	n	o
品名	国連番号	汚染分類	危険性	船型	タンク形式	温度制限	果実制限	分類	グループ	引火点>60℃	数量制限	ガス危険度	引火点等	包装	手袋及び目	特別条件
アセトクロール		A	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A		不要	15.19.6
アルキルフェノールキリシラート(アルキル基の炭素数が7から11までのものである。炭素数が4から12までのもの及びその混合物に限る。)		B	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A		不要	15.19.6, 16.2.3-6 (16.2.6), 16.2.3-9 (16.2.9)
重質軽水素アンモニウム(水溶液)(純度が70質量%以下のもに限る。)		D	S	3	2G	密封	不要		NF		制限	T	不要	Y5	不要	15.16.1&15.22.11-1 (15.16.1), 16.2.7-1~16.2.7-3 (16.6.1~16.6.3)
プロモクロロメタン		D	S	3	2G	密封	不要		NF		制限	T	不要	N3	不要	
イソプロピルアルコール(水溶液)(純度が70質量%以下のもに限る。)		C	S/P	2	2G	密封	不要			No	制限	F-T	C,D	N1	E	15.12, 15.19&15.22.12 (15.19)
ジプロモメタン		C	S/P	2	2G	密封	不要		NF		制限	T	不要	N3	不要	15.12.3, 15.19&15.22.12 (15.19)
3,4-ジクロロ-1-ブテン		B	S/P	3	2G	密封	不要			No	密封	F-T	A,B, C		E	15.12.3, 15.17, 15.19.6
アイコサ(オキシプロパン-2,3-ジオール)		B	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A		不要	15.19.6, 16.2.3-6 (16.2.6)
N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-2-エチル-6-メチルクロアセトアニリド		B	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A		不要	15.19.6
ニトロエタン		(D)	S	3	2G	密封	不要		B	No	制限	F-T	A(u)	N4	不要	15.16.1&15.22.11-1 (15.16.1), 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2 (16.6.2), 16.2.7-4 (16.6.4)
ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの純度が80質量%であって、ニトロプロパンの純度が20質量%のものに限る。)		D	S	3	2G	密封	不要		B	No	制限	F-T	A(u)	N4	不要	15.16.1&15.22.11-1 (15.16.1), 15.19.6, 16.2.7-1~16.2.7-3 (16.6.1~16.6.3)

IBC 18章・BCH VII章貨物

a	b	c
品名	国連番号	汚染分類
リグニンスルホン酸アンモニウム（水溶液）	-	
リグノスルホン酸カルシウム（水溶液）	-	
カラメル（水溶液）	-	
2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）プロパン-1,3 ジオールアルキルエステル（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）	-	D
グリセリンモノオレイン酸	-	D
N-メチルグルサミン（水溶液）（濃度が70質量%以下のものに限る。）	-	
ポリブチニルこはく酸イミド	-	D
アルケン酸カルボキシアミド重鉛	-	D
アジピン酸ジトリデシル	-	